

## 鎌倉市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市（以下「市」という。）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの。
- (2) 宗教性のあるもの。
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの。
- (4) その他ホームページに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの。

(広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1月を単位とする。

(広告掲載の申請)

第4条 広告の掲載をしようとする者（以下「申請者」という。）は、鎌倉市ホームページ広告掲載申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、別に定めるところによりインターネット申請（電子情報処理組織）を用いて行うことができる。
- 3 市長は、前2項の申請があったときは、その諾否を決定し、鎌倉市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告を掲載するための料金は、別表1のとおりとする。

- 2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ、別表2のとおり掲載期間を延長する。

(広告掲載料の支払い)

第6条 申請者は、広告掲載開始日の15日前までに(広告掲載開始日の属する月が4月の場合は4月1日以降速やかに)広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成・提出)

第7条 広告原稿は、市が指定する方法により作成するものとし、市が指定した期日までに提出するものとする。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 （平成18年12月28日改正）

(施行期日)

この要領は、平成18年12月28日から施行する。

別表 1

## 基本掲載料

規格（1 枠につき）	期間	料金
天地 60ピクセル 左右 150ピクセル  4kb以内 GIF89A形式	1月	24,000円

別表 2

閉鎖した時間	延長する期間
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超え48時間以内	2日
48時間を超え72時間以内	3日
72時間を超え96時間以内	4日
96時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日

第1号様式 鎌倉市ホームページ広告掲載申請書

平成 年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

住所 .....

申込者 氏名 .....

電話 ..... ( ) .....

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名を記入してください。)

次のとおり、鎌倉市ホームページに広告を掲載したいので申請します。

広告の内容	※広告デザイン案を添付してください。
掲 載 枠	1 枠 (天地 60ピクセル・左右150ピクセル)
掲載希望期間	平成 年 月 日から ____月 ※ 掲載期間は1月単位です。ただし長期掲載希望については調整する場合があります。

次のとおり決定してよいでしょうか。(伺い)

課 長	課 長 補 佐	担 当 係 長	係	担 当	起案年月日 平成 年 月 日
					決裁年月日 平成 年 月 日
					通知年月日 平成 年 月 日

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません (要領第2条第 号に該当)
掲載期間	平成 年 月 日から ____月
規定掲載料	円 (24,000円 × 1枠 × ____月)

申請者は、一 線の枠内のみご記入ください。

第2号様式

鎌倉市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

鎌 第 号

平成 年 月 日

様

鎌倉市長

印

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません
	理由
掲載枠数	1 枠 (天地 60ピクセル・左右150ピクセル)
掲載期間	平成 年 月 日から 月
掲載料	円 (24,000円×1枠× 月)